

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)										
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等			
z0500140	債権譲渡登記制度の拡充	・債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律 (平成10年法律第104号) 第3条 ・債権譲渡登記規則 (平成10年8月28日法務省令第39号) 第19条 ・平成10年9月22日法務省告示第290号	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、インターネットを通じて登記申請を可能とするオンライン申請制度が運用されている。	e		債権譲渡登記は、出頭、郵送及びオンラインによる申請を可能としているところであるが、このうち郵送申請は出頭申請と同じく債権個数等の制限がなく、実際にも数多くの利用がある。したがって、要望理由に記載の原則として出頭して申請せざるを得ないため利便性を著しく欠くということはない。なお、オンラインによる申請については、債権個数等の制限があるが、これを緩和する方向で検討しているところである。		・回答では、利便性を著しく欠くことはないとのことであるが、要望内容は、利便性向上のために、出頭による申請窓口を1箇所のみならず各法務局出張所まで拡大すべきというものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。 ・回答では、オンライン申請の債権個数制限について緩和する方向で検討中とのことであるが、その具体的な内容、検討時期及びその実施時期について示されたい。	c	申請窓口を各出張所に広げるとした場合、債権譲渡登記事務を処理するための電子情報処理組織や人的手当等の多大な経費がかかることになり、これらの経費はすべて利用者の手数料収入で賄うことから、利用者の負担増に繋がることになる。したがって、申請窓口を各出張所に広げることが必ずしも制度の利便性を向上させることにはならないと考える。 ・オンライン申請の債権個数の上限を5,000個としているところを、10,000個程度に拡大することを検討しており、平成16年度の早期に実施する予定である。		債権譲渡登記のオンライン申請において、債権個数制限を緩和することについて、検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。				5034	5034230	(社)リース事業協会	23	債権譲渡登記制度の拡充					出頭による申請窓口を各出張所に広げること。オンライン申請のシステム拡充、手続の簡素化を図ること。	法務省